



指令第 5903 号

特定建設業許可指令書

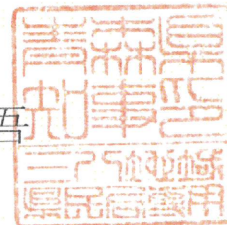
八戸市大字是川字三十刈頭1番地3

株式会社新盛建設運輸

平成28年7月5日 付で許可申請のあった特定建設業の許可については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により下記のとおり許可する。

平成28年7月25日

青森県知事 三 村 申 吾



記

- 1 許可番号 青森県知事許可(特 - 28)第 7682 号
2 許可の有効期間 平成28年7月25日 から 平成33年7月24日 まで
3 建設業の種類

土木工事業	とび・土工工事業	石工事業	鋼構造物工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	塗装工事業	水道施設工事業
解体工事業			

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 平成33年6月24日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)